

職業訓練指導員免許申請に係る資格要件一覧

No	内 容	交付条件		申請資格	根 拠 法	
		条 件	実務経 験年数			
1	指導員訓練のうち、長期養成課程、短期養成課程及び職種転課程（平成25年度以前における長期課程及び専門課程）を修了した者（職業能力開発総合大学卒） ※短期養成課程については、能力審査に合格した者に限る	申請のみ で可		指導員訓練修了者	1号	
2	職業訓練指導員試験の合格者			職業訓練指導員試験合格者	2号	
3	1級技能検定又は等級に区分しないで技能検定（単一等級の技能検定）の合格者で、厚生労働大臣が指定する講習（48講習）を修了した者	48時間講習 修了者	0	技能検定1級合格者	1号	
4	免許職種に関する学科を修めた者で、看護・看護実習・家庭・家庭実習・情報・情報実習・農業・農業実習・工業・工業実習・商業・商業実習・水産・水産実習・福祉又は福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免状（教育職員免許法第4条第1項）を有する者	申請のみ で可		教育教員免許法第4条第1項所有者	2号	
5	旧法の職業訓練指導員訓練で長期又は短期訓練の過程を修了した者			旧長期・短期指導員訓練課程修了者	3号	
6	旧法の職業訓練指導員試験に合格した者			旧法指導員試験合格者	4号	
7	指定講習受講資格であって、短期養成課程の指導員訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者			指定講習受講資格者短期養成課程修了者	5号	
8	免許職種に関し、短期養成課程の指導員訓練を修了し、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業訓練開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る）			短期養成課程修了者指導員試験合格同等者	6号	
9	学校教育法による大学（短期大学を除く）において免許職種に関する学科を修めて卒業したもの			2	大卒2年以上実務経験者	施行規則第1項第9条
10	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4		短大・高専卒4年以上実務経験者	第1号	
11	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	1	応用課程技能照査合格	第2号		
12	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	3	専門課程技能照査合格	第2号の2		
13	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6に定めるところにより行われるものを修了した者	4	専門課程実務経験4年	第2号の3		
14	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	6	普通課程技能照査合格	告1号		
15	免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2に定めるところにより行われるものを修了した者	7	普通課程実務経験7年	告1号の2		
16	免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に定めるところにより行われるものを修了した者（700時間以上）	10	短期課程実務経験10年	告1号の3		
17	免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練修了者（昭和53年改正規則附則第2条第1項）	10	専修訓練課程実務経験10年	告2号		
18	外国の大学であって学校教育法による大学（短期大学を除く）と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて修了した者	2	大卒2年以上実務経験者	告3号		
19	旧法の認定職業訓練（3年）又は改正前の労働基準法（昭和22年法律第49号）の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者	7	旧法認定訓練技能者養成実務経験7年	告4号		
20	学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7	免許関連高卒実務経験7年	告5号		
21	旧法による専門的技能に関する職業訓練（2年及び3,600時間）又は旧法の認定職業訓練（2年）を修了した者 職業訓練で訓練期間の基準が2年であるものを修了者	8	旧法専門的訓練・認定訓練修了者	告6号		
22	旧法による基礎的技能に関する職業訓練（1年及び1,800時間）又は旧法の公共職業補導所（1年及び1,824時間）修了した者	10	旧法基礎的訓練補導所修了者	告7号		
23	旧法施行前の失業保険法の職業訓練（1年及び1,824時間）を修了した者	10	失保法1年訓練・実務10年	告8号		
24	改正省令前の都道府県が設置する施設で、家事サービス職業訓練を担当している者	0	家事サービス職業訓練担当者	告9号		
25	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成課程において技能照査に合格した者	3	特別高等訓練技能照査合格	告10号		
26	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	特別高等訓練実務経験4年	告11号		
27	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	高等訓練課程技能照査合格	告11号の2		
28	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練修了者	7	高等訓練課程実務経験7年	告11号の3		
29	旧訓練法規則による専修訓練課程の養成訓練修了者	10	専修訓練課程実務経験10年	告12号		
30	職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（指導員の確保が困難な場合）	15	15年特例	告13号		
				告14号		

職業能力開発促進法第28条第3項

第3号

昭和44年労働省告示第38号

「旧法」・・・廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）
 「旧訓練法規則」・・・昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）
 「改正省令」・・・職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年労働省令第2号）
 「昭和53年規則」・・・職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）